

東京都立大学哲学会研究助成規程

I. 「東京都立大学哲学会研究助成」の趣旨

東京都立大学哲学会（以下、「本学会」）では、哲学・西洋古典学研究のよりいっそうの発展を促すため、有望と思われる研究（共同研究も可とする）に対して助成金を支給する。原則として、若手の研究、あるいはまた、刷新的な主題についての研究を優先して選出する。

審査は、本研究助成のための選考委員会によって行う。選考委員会は、本学会委員長を委員長とし、本学会運営委員をメンバーとする。ただし、委員長が必要と判断した場合、これ以外の会員・非会員が審査に参加することも可とする。

II. 助成内容

1. 採用人数：毎年、1ないし2件。
2. 助成期間：1年間。
3. 助成金額：1件の場合、10万円。2件の場合、5万円。
4. 成果発表：研究成果の報告書（8,000字から16,000字程度）を、翌年10月末日までに提出し、同年度刊の『哲学誌』に掲載する（その際、編集委員会による審査を受け、求められた場合は書き直し、増補等を適宜行う）。ただし、当該号の『哲学誌』に、受給者（の一人）が執筆した、当該研究主題に関わる一般公募論文が掲載される場合は、これを以て報告書に代えることができる。

III. 応募資格

1. (1) 本学会の会員であること（共同研究の場合、少なくとも一人が会員であること）。ただし、応募時点で未入会であっても、応募の際に入会申し込みを行い、かつ、選考委員会が問題ないと判定すれば、応募を認める。
(2) 年齢制限は設けないが、応募の時点で、常勤の職（学術振興会研究員を含む）に就いていないこと（共同研究の場合、一人も就いていないこと）。

IV. 応募方法および選考基準

1. 希望者は、所定の申請書を本学会事務局に提出する。
2. 上記Iの趣旨に基づきつつ、申請書（特に研究計画）を資料として、運営委員会の合議で選考を行い、最終的に委員長が判断を下す。

V. 応募期間・審査期間・支給時期・結果公表方法

1. 応募期間は、毎年、7月中の所定の期日（各年ごとに公示する）から、1ヶ月の期間とする。
2. 9月末日に審査は終了し、支給は10月とする。
3. 審査終了とともに、応募者並びに受給者と、審査経過とを本学会ホーム・ページに公表し、さらに、当該年度の『哲学誌』にも掲載する。

（付則：この制度は10年間を目途に継続し、その後は、そのときの本学会の財政状況、研究者の置かれている状況などを考慮して、存続するかどうか、制度をあらためるかかなどを決める）